

府地事 1 5 4 号
令和 4 年 3 月 17 日

東京都
千葉市
大阪府
兵庫県
京都府
新潟市
福岡市
北九州市
沖縄県
仙台市
愛知県
広島県

国家戦略特区担当部局 各位

内閣府地方創生推進事務局参事官

国家戦略道路占用事業の全国展開について

道路の特別利用である道路の占用は、道路を管理している道路管理者の許可が必要（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項）であり、道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合であって、政令で定める基準に適合する場合に限り、道路の占用を許可することができる（道路法第 33 条第 1 項）とされているところ、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に規定する国家戦略特別区域（以下「特区」という。）においては、同法第 17 条第 1 項に規定された国家戦略道路占用事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、道路法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該事業に係る施設等のための道路の占用であって、同項の政令で定める基準に適合するものであること等の要件を満たすものについて、道路法第 32 条第 1 項等の許可を与えることができる特例を設けているところです。

今般、「成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」を踏まえた検証を受け、国家戦略道路占用事業については、道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）において創設された「歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）制度」により全国展開が可能との結論に至ったことから、下記のとおり通知しますので、本特例措置の円滑な全国展開に御協力いただけますよう、お願いいたします。

なお、本規定の適用の考え方について疑問があれば、国土交通省道路局路政課又は環境安全・防災課に対しご相談ください。

記

1. 既に特区区域計画の認定を受けており、国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが見込まれる場合について

既に国家戦略道路占用事業を定めた区域計画についてその認定を受けており、当該国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが令和9年3月31日以降も見込まれる場合には、同日までの適切な時期に、当該区域計画に定められた道路の区域について必要な調整を行った上で、道路管理者により道路法第48条の20に規定するほこみちの指定を受けることとしてください。

なお、本通知及び別添「国家戦略特別区域法に基づく道路占用の特例に係る歩行者利便増進道路制度による全国展開について」（令和4年3月17日付国道利第40号及び第41号）については、別途、国土交通省から各地方整備局等及び各地方公共団体の道路管理部門に送付されております。

2. 特区区域計画において認定を受けていない道路について

国家戦略道路占用事業を定めた区域計画について認定を受けていない道路について、今後、新規に道路を活用した地域活性化のためのイベント等を行う場合には、道路法第48条の20に規定するほこみちの指定を受ける等、目的に応じて道路占用制度を適切に活用してください。

3. その他

ほこみち等の指定に際しては、道路管理者により、警察署長への協議（道路法第33条第3項）及び都道府県公安委員会の意見の聴取（同法第95条の2第1項）（以下「警察署長協議等」という。）が行われるところです。

国家戦略特区担当部局においては、国家戦略道路占用事業を定めた区域計画に記載されている道路に関し、ほこみち等への移行に係る警察署長協議等が円滑に進むよう、国家戦略特別区域法第17条第3項の規定により行った都道府県公安委員会との協議について情報提供をするなど、道路管理者への協力を行ってください。

以上

国道利第 40 号
令和 4 年 3 月 17 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく道路占用の特例に係る
歩行者利便増進道路制度による全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 17 条第 1 項は、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）を促進する事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための占用の許可に当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 1 項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例（以下「特区占用特例」という。）を規定している。

特区法における規制の特例措置については、「国家戦略特別区域基本方針」（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）において、「国家戦略特別区域において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要」であり、「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」とされているところ、今般、「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえた検証により、特区占用特例については、道路法における歩行者利便増進道路制度をもって、全国展開が可能であるとの結論に至った。

については、今後の特区占用特例の運用等は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、内閣府地方創生推進事務局及び警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 歩行者利便増進道路への適切な移行

- (1) 別添「国家戦略道路占用事業の全国展開について」（令和4年3月17日付け府地事154号。以下「内閣府通知」という。）のとおり、既に国家戦略道路占用事業が定められ、内閣総理大臣の認定を受けている区域計画については、令和9年3月31日までの間はその認定の効力を認め、当該国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが同日以降も見込まれる場合には、同日までを移行期間として、当該区域計画に定められた道路の区域（以下「特区占用特例区域」という。）について、引き続き占用許可に係る無余地性の基準の特例を適用するため、道路法第48条の20の規定による歩行者利便増進道路の指定を受けることとされた。

このことを踏まえ、管内に特区占用特例区域がある場合には、次のとおり対応すること。

ア 特区占用特例を適用して行う占用許可については、その占用の期間を令和9年3月31日を超えないようにすること。

イ 特区占用特例区域において国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが令和9年3月31日以降も見込まれる場合には、同日までに、関係する部署、機関等と調整の上、当該特区占用特例区域を歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域（以下「歩行者利便増進道路等」という。）に指定し、申請に応じて、占用許可をすること。

- (2) (1)の対応に当たっては、次の点に留意すること。

ア 国家戦略道路占用事業と同様の取組を行うための歩行者利便増進道路制度による占用許可の申請の際には、特区占用特例による占用許可の申請時と同様の添付資料は省略させるなど、申請者の利便に配慮すること。

イ 歩行者利便増進道路等を指定するに際しては、警察署長への協議（道路法第33条第3項）及び都道府県公安委員会の意見の聴取（同法第95条の2第1項）（以下「警察署長協議等」という。）を行う必要があるが、国家戦略特別区域会議が特区占用特例区域に係る国家戦略道路占用事業を区域計画に定めるに際しては、特区法第17条第3項の規定により、都道府県公安委員会に協議し、その同意を得ていることから、当該特区占用特例区域の歩行者利便増進道路等の指定に係る警察署長協議等においては、これらが円滑に進むよう、内閣府通知記3を踏まえ、関係地方公共団体の国家戦略特区担当部局との連携の上、当該国家戦略道路占用事業に係る協議と当該警察署長協議等とで異なる点について、その旨を十分に説明すること。

2 歩行者利便増進道路制度の積極的な活用

内閣府通知記2を踏まえ、道路を活用した地域活性化のためのイベント等の需要に対しては、歩行者利便増進道路制度の活用を積極的に検討すること。

国 道 利 第 41 号
令和 4 年 3 月 17 日

各都道府県担当部長 殿
各政令指定市担当局長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法に基づく道路占用の特例に係る
歩行者利便増進道路制度による全国展開について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 17 条第 1 項は、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）を促進する事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための占用の許可に当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 1 項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例（以下「特区占用特例」という。）を規定しています。

特区法における規制の特例措置については、「国家戦略特別区域基本方針」（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）において、「国家戦略特別区域において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要」であり、「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」とされているところ、今般、「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえた検証により、特区占用特例については、道路法における歩行者利便増進道路制度をもって、全国展開が可能であるとの結論に至りました。

つきましては、今後の特区占用特例の運用等に関して、下記の事項を参考として対応していただけますよう、お願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

なお、本通達の内容については、内閣府地方創生推進事務局及び警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添えます。

記

1 歩行者利便増進道路への適切な移行

- (1) 別添「国家戦略道路占用事業の全国展開について」（令和4年3月17日付け府地事154号。以下「内閣府通知」という。）のとおり、既に国家戦略道路占用事業が定められ、内閣総理大臣の認定を受けている区域計画については、令和9年3月31日までの間はその認定の効力を認め、当該国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが同日以降も見込まれる場合には、同日までを移行期間として、当該区域計画に定められた道路の区域（以下「特区占用特例区域」という。）について、引き続き占用許可に係る無余地性の基準の特例を適用するため、道路法第48条の20の規定による歩行者利便増進道路の指定を受けることとされました。

このことを踏まえ、管内に特区占用特例区域がある道路管理者にあっては、次のとおり対応する必要があります。

- ア 特区占用特例を適用して行う占用許可については、その占用の期間を令和9年3月31日を超えないようにすること。
- イ 特区占用特例区域において国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが令和9年3月31日以降も見込まれる場合には、同日までに、関係する部署、機関等と調整の上、当該特区占用特例区域を歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域（以下「歩行者利便増進道路等」という。）に指定し、申請に応じて、占用許可をすること。
- (2) (1)の対応に当たっては、次の点に留意するようお願いいたします。
- ア 国家戦略道路占用事業と同様の取組を行うための歩行者利便増進道路制度による占用許可の申請の際には、特区占用特例による占用許可の申請時と同様の添付資料は省略させるなど、申請者の利便に配慮すること。
- イ 歩行者利便増進道路等を指定するに際しては、警察署長への協議（道路法第33条第3項）及び都道府県公安委員会の意見の聴取（同法第95条の2第1項）（以下「警察署長協議等」という。）を行う必要があるが、国家戦略特別区域会議が特区占用特例区域に係る国家戦略道路占用事業を区域計画に定めるに際しては、特区法第17条第3項の規定により、都道府県公安委員会に協議し、その同意を得ていることから、当該特区占用特例区域の歩行者利便増進道路等の指定に係る警察署長協議等においては、これらが円滑に進むよう、内閣府通知記3を踏まえ、各地方公共団体の国家戦略特区担当部局との連携の上、当該国家戦略道路占用事業に係る協議と当該警察署長協議等とで異なる点について、その旨を十分に説明すること。

2 歩行者利便増進道路制度の積極的な活用

内閣府通知記2を踏まえ、道路を活用した地域活性化のためのイベント等の需要に対しては、歩行者利便増進道路制度の活用に向けた積極的な検討をお願いいたします。